

王政復古史観と旧藩史観・藩閥史観

著者	大久保 利謙
出版者	法政大学史学会
雑誌名	法政史学
巻	12
ページ	4-24
発行年	1959-10-10
URL	http://hdl.handle.net/10114/11179

王政復古史觀と旧藩史觀・藩閥史觀

大久保利謙

明治維新を、幕府に代って天皇の政府が成立した政治的の变革であったと解釈し、それをもって武家政治の廃絶、古代王政の回復とする見方が、いわゆる王政復古史觀である。この解釈は、慶応三年十二月の政変が、摂関ならびに幕府の廃止、「王政復古、国威挽回」の宣言による王政復古の型態をとり、天皇親政を標榜した事実を根拠とするもので、その点においてたしかに一つの解釈であった。しかしここにいたるまでには公武合体から倒幕への急角度の転回があり、それについて幕府側からは末期的あがきの抵抗があったから、新政権の側も倒幕をひろく確認させるためには、何よりもこれを合理化する名目が必要であった。そういう必要から、倒幕を王政復古として世論に訴える工作がなされたので、この王政復古史觀が新政権の成立当初、その側から強調されたのは当然であった。そこにこの史觀が発生する必然性、政治性があったことは、つぎに引用する堺利彦、羽仁五郎両氏の論文が指摘したとおりである。

ところが、この王政復古史觀は、明治政權が確立した後も、政府側によってつよく支持され、あたかも明治政權の歴史的基礎を説明する理論のごとくなっていた。かくて維新政變の合理化理論からすすんで、さらに日本の政体は、本来王政が正しい在り方で武家政治は一時の変態であり、明治維新はこれを正しい姿に回復したもので、それによって成立した明治政權の絶対性の根拠もそこにあるというイデオロギーとなった。かくてこの維新史觀は国定的となり、大正昭和期にも生存をつづけた。それが国定説となり、ながく生存をつづけたのには、それだけの理由があったわけで、王政復古史觀の分析にはこの理由を説明することが何よりも必要なのである。この小論はこのような問題にかんする若干の

考察の試論である。

さてこの王政復古史観にたいして、はじめて客観的な評価をくだしたのは堺利彦あたりではなかったらうか。史料の詮索は別の機会とし、ともかくそれが堺によってこの時期に提出されたことに意味がある。そこでこの堺利彦の発言をとりあげて考察をすすめることとする。これは大正十年一月、雑誌「解放」の特輯「明治維新の新研究」⁽¹⁾に寄稿した「ブルジョアの維新——経済的に見た維新前後の社会」で示されたものである。「解放」は大正八年の創刊にかかり、東大新人会中の急進派の編纂によるものであった。「中央公論」「改造」とならぶデモクラシーの陣営であったから、この雑誌がこの時期に明治維新の再検討を特輯したこと自体、維新史研究史上注目すべきことであった。その執筆者や内容をみるとそれが感じられる。

堺は「平民日本史」を書く希望のあることを述べてまず維新史だけでもやってみようといいい、その序論として「ほんの大づかみであるが、維新の革命のブルジョアの性質を少しばかり論じて見る」というのがこの論文の目標である。はじめに維新史観に種々の立場があることを説き、まず王政復古史観をとりあげ「維新の革命を政権移動の上から見れば、徳川幕府が仆れて王政が復古したのである。更にそれを社会的に見れば封建制度が崩壊して四民平等の新社会が現出したわけである」と規定し、それから王政復古史権に分析をくわえて、それが上代の王政(天皇親政)に復古したことから形式上はいかにも王政復古であるが、しかし新政府を成立せしめた実力は薩長その他雄藩の武力であったから維新政府は「王政復古には相違ないが、矢張り諸藩の武力を背景とする武士階級の政治であった」とし、「王政の復古は必ずしも直ちに封建制度の廃絶を意味するものではなかった」——これは大政奉還・王政復古は封建制度の否定ではなかったという説明で、今日からみると当然のことであるが、堺はこれをとくに説明している——そこで「王政復古は外面の大義名分であって、実質は諸雄藩Ⅱ對Ⅱ幕府の争闘だと云うのと同じように、諸雄藩の革新運動は外面の現象であって其の実質はまだ別に在ると云はねばならぬ事になる」としてこれから論をすすめている。まづ「下級武士」史観(堺は下層者、小士級という)の可能性をあげ、さらに外交上からの觀察と財政上からの觀察があることを指摘して、この二者は前三者としらべると、よほど学問的でありまた多くの洞察力があると評価した。以上のごとく堺は、(一)王政復古史観、(二)諸雄藩史観、(三)下級武士史観、(四)外交上の觀察、(五)財政上の觀察の五種の解釈を列挙して、それに批判をくわえ

最後に自己の立場として「維新改革は即ち資本家的革命である。十七、八世紀のイギリス革命やフランス革命が、ブルジョア革命であるのと同じく、日本の維新改革も亦一種のブルジョア革命である」とした。これがこの論文の主旨とする「ブルジョアの維新」である。

ここで王政復古史観そのものについてはとくに分析はされていない。しかしそれに明確な客観的規定を下し、史観として一応の位置づけをしたことが注目される。そういう意味でこの塚論文は今日の明治史研究からみて古典的意義をもつ。とくに大正十年という時点において、社会主義陣営から発言されたこと大きな意味があり、内容的にはまだ著者自身でじゅうぶん解決されていなかったとしても、重要な問題提起であった。

昭和三年十月創刊された雑誌「新興科学の旗のもと」に載った羽仁五郎氏の「清算明治維新史研究」はその冒頭に「『維新史の新研究』（ブルジョアの維新）という短篇が堺利彦氏によって雑誌『解放』に発表されたのはおよそ十年前のことである。この『維新史の新研究』はひとつの清算明治維新史研究である」として塚論文の内容をかなり詳しく紹介してある。これについて翌四年には、史学会編「明治維新史研究」に「明治維新史解釈の変遷」を発表し、塚論文の問題提起を継承して、六種の型をそれぞれ成立の契機によって發生史的に整理の意義づけた。このように塚論文は昭和の唯物史観維新史へとつながり、新しい維新史研究を予告する開拓者の意義をもっている。

塚論文の力点は、明治維新を社会的な革命と見るにあるが、そのブルジョア革命論は今日論議されているような絶対主義論に対立する意味のものではなく、この両説以前の段階における、つまり王政復古史観以下の諸見解批判としてのそれであった。しかしまぎれもなくマルキシズムの社会革命論をふまえている点で、明治中期の竹越与三郎（「新日本史」にみゆる）などの社会革命論とは質的にちがいがい、また、大正期に流行した本庄栄治郎氏らの社会経済史派の明治維新史論とも立場を異にしている。

二

さて維新史観には明治以来さまざまな見解があり、はじめは眼前に展開された現実の政治的変動がメルクマールとなつてもっぱら政治史的解釈がとられ、とくに王政復古史観が強調された。しかしやがてその基底には封建制から近代社会へと社会的の大きな変動があったことが着目され社会的な革命とする見解がでた。明治中期の竹越与三郎の「新日本

史」などがその先駆である。この政治的と社会的とは解釈の角度の相違による二大類型であるが、さらに各類型内においても解釈の立場によるさまざまなバラエティーがある。支配層の立場と在野的のそれであり、さらに支配層の立場にしても、子細にみるとかなり微妙なニュアンスの相違がある。

まず王政復古史観であるが、それが維新政権の成立にともなつて、新政権のイデオロギーとして発生したものであることが、堺、羽仁両氏によって大正昭和初期に指摘された。この指摘は、明治政権によって絶対的な事実として觀念化されていた「王政復古」史観にたいする、大正期のデモクラシー精神から発せられた批判であつて、この批判の精神は、その後の明治維新史論にも継承されている。たとえば最近刊行された歴史学研究会の「明治維新史研究講座」にも、これを継承された王政復古史観に対する批判が随所に繰りかえされているから、たんなる、また觀念的な王政復古史観の維新史解釈は学問上ではすでに克服されてしまったものとみてよい。もとよりそれは当然であつて、この小論は何等それに附言するものではない。しかし王政復古史観は、明治初期以降ながく明治維新の国定的解釈として、政府側によって強調され、学問的研究にもその圧力が及んでいた。そこでなおこの史観について史学史的考察が必要なことはいうまでもなからう。この小論はその試みの一端である。

そこでこの史観を發生期的にみると、そこにいくつかの系統が見出される。これを私は大づかみに、太政官系と宮内省系の二系統にわけてみたい。太政官系とは、明治二年四月の、六国史継承の修史の詔勅によっておこされた太政官修史局の編纂物にあらわれた明治維新の解釈をさし、宮内省系とは、明治十六年以降同省編纂局が編纂した「大政紀要」の見解である。太政官は王政復古によって再興された中央官庁であり、宮内省はその管下の一省で、同じく官庁ではあるが、この二系統は、時期的に前後し、その結果政治情勢の転回によってその間には、かなり立場の相違が見出される。これは王政復古史観の考察にあたつてまず明確にしておく必要があることなのである。

明治初年の太政官制は、王政復古宣言によって形成され、制度的には古代官制の復活であつたが實質的には時代も違ひ、異質的である。すなわち封建体制を近代化する途上のいわば過渡的な統一政権の型態であつた。そこでこの明治太政官制のもとにおける修史事業も律令制の復活を契機としつつも六国史そのままの継承ではありえないのは当然であつた。しかしやはり一面には古代的な修史事業の性格を受けついでおつたこともみのがせないので、明治八年の修史局

は、中国唐代の史館にならった太政官直属の記録編纂所であった。この修史局で六国史継承の傍らに明治維新の記録も編纂したのである。これが「復古記」とその副産物である「明治史要」であった。「復古記」は最初の官撰明治だ維新史のごとくみられているが、内容をみてもわかるように実際には六国史的な官庁記録の編纂であるにすぎない。ただ復古記という名称と、慶応三年十月の大政奉還から翌明治元年十月の東征大総督の解任をもって結末とし、配するに東海道戦記、東山道戦記等の戊辰戦記をもってした構想にこの書が「復古」をどう解釈していたかがわかる。これはこの書を評価するうえに重要なことである。しかし編纂物としては、あくまで六国史式の実録であることを忘れてはならない。つまり六国史継承という大事業の遂行にあたって、まづ当面的に必要なとする維新时期の部分を急いで編纂したとみればよい。「復古記」は、今日考えられるような歴史書ではなく王政復古の記録なのである。しかしして、この「復古記」の完成は明治二十二年であったが、最初に着手されたのはそれよりはるか以前の明治五年、修史局新設以前であったことも見落せないこと、つまり「大政紀要」とは、時期的に一期早いのである。

つぎに「大政紀要」のほうは、同じく王政復古史観であっても、太政官系とは、その成立の契機において、またその意図において、全くといっていいほど異っている。この書は太政官系におくられて明治十六年に岩倉具視の発意によって宮内省中に新たに編纂局が設けられ、岩倉みずから総裁となって編纂されたものである。この十六年は、前々十四年の政変に際して、欽定憲法の構想が確定し、伊藤博文を中心とする起草が着手されんとした時点である。その由来および経過については前掲別稿にやや詳しく述べておいたが、編纂の企劃は「本邦ノ政史ヲ編纂センニハ、先ヅ歴朝大権(天皇大権)ノ所在変遷ヲ紱シ、二目ニシテ治乱ノ由ル所ヲ鑑識セシムベシ」とあるように、「王政」の根源である天皇大権を歴史的に跡づけて王政復古を歴史的基礎において確認せしめようとするものであった。この企図の目的は要するに明治憲法の制定、国会開設を前にした岩倉の保守工作の一翼をなすものであった。すなわち太政官系が王政復古当時の新政权の勝利感にあふれた自己確認の記録であったとすれば、この宮内省系は、それが立憲制へと前進をはじめた時期における天皇政府側の保守政策の維新史観であったといえよう。とするとその発意者岩倉として、太政官系の維新史には、はなはだしく不満なわけで、これを言外にもらさえて(5)いる。岩倉の胸中には苦悶の結果ようやく達成した「王政」の回復は、いまや立憲制への進展によって再び危機にさらされていた。この耐えがたい憂慮の危機感が、この「大

「政紀要」の編纂となつたのにほかならなかつたのである。してみると「復古記」は六国史式の王政復古の記録であり、「大政紀要」こそ、まさしく明治の天皇制の維新史観であるという対比がなされてもいいと思われる。

「大政紀要」は岩倉の死によって流産し、わずかに総論だけが宮内省で刊行され、今日はほとんど忘れられている。あまり学問的なものとはいえないが、編者の意図はそれによって明らかで、一言にしていえば「欽定日本史」というべきものである。明治維新については「明治維新ノ業ハ、文治以来七百年ノ因襲ノ跡ヲ破リテ王政ノ古ニ復シ、併テ振古未曾有ノ変態ヲ国勢ニ及ボシタリ。今其由テ来ル所ノ縁由ヲ稽フルニ蓋シ我邦ニ特有セル国体名分ノ儀漸ク士論ニ起ルニ胚胎シ、端緒ヲ外国人來航ニ啓キ、而シテ上下ノ耳目、宇内ノ形成ニ慣ルルニ大成ス」(下編総論)といい、ここに日本は本来王政であったが、一時政権が武家に移つたのはあくまで変態で、明治維新によってそれが本来の姿に復したという図式が定型化されている。

この図式は、まさしく岩倉の天皇親政論、立憲制による天皇大権の制約を極度に恐怖する保守的天皇制論であることが一読してわかるのであるが、それはまさしくこの書が編纂された明治十六年前後における天皇政府を襲つた危機感の表現であった。明治八年の政変を契機として、政府部内の漸進主義は立憲制への前進を踏みだしていたが、民権運動の国約憲法論と対決すると、急速に欽定憲法制定の身構えをかためた。これが明治十二、十三、十四年における政府対民権派の、天皇大権をめぐる対立であった。「大政紀要」は、明治十四年の政変前後の民権派に対して口をきわめて諷し「国会請願者ノ社ヲ結ビ党ヲ集ムルヤ、誘嚇多端、問々国体ヲ蔑視シ、倫理ヲ顧ミサルモノアリ。無識ノ徒相習ヒ、一時大ニ風俗ヲ紊ル。老成著実ノ人深ク之ヲ憂ヒ、王宝ヲ尊ビ国体ヲ重ンズル者憤テ之ヲ疾ミ、遂ニ同感相投ジテ時流ノ政論ヲ排センコトヲ図リ、暗ニ保守漸進相合スルノ勢ヲ生ズ」そして「去歲(十四年)十月ノ詔下テ、漸進ノ朝旨稍ク人心ニ滲シ、此間縉紳學者又往々急進ノ弊ヲ悟テ標的ヲ漸進保守ニ樹テ、以テ社会ヲ誘クモノアリ」と、漸進主義の勝利を高調して民権派にたいしてきびしい筆誅をくわえている。

要するに、この「大政紀要」は、明治の新しい天皇制確立期における政府部内の危機意識を測定しうる資料としての意味をもつものであり、したがってまたこの「大政紀要」によって、明治憲法の制定を前にして復古的な天皇大権擁護をめざす、維新史観のイデオロギーが一応打ちたてられたとみることができる。そこで今日のいわゆる王政復古史観な

るものは、たんたる王政復古を標榜する政治史観ではなく、このような天皇制の危機意識によって醸成された天皇制擁護の維新史観であると解すべきであると思われる。

これにたいして太政官系のほうはどうなったか。これは周知のごとく修史局が明治十年に修史館となり、考証史学としてアカデミズム化し、明治十八年の太政官制の廃止によって帝国大学へ移管されて官学アカデミズム史学へと展開していった。これはある意味で、古代史学の本筋を發展せせめたものであったといえよう。

宮内省系は、「大政紀要」の流産後、別に「孝明天皇紀」(明治三十九年刊)、「三条実美公年譜」(明治三十二年刊)、「岩倉公実記」(明治三十九年刊)の編纂となった。このうちとくに「岩倉公実記」は、岩倉を中心とした欽定王政復古史ともみられるもので、ある意味で「大政紀要」を受けた注目すべき作品であったといえよう。

三

王政復古史観について、塚論文も羽仁論文も「諸雄藩による改革」と「下級武士による改革」の型態をあげて「諸雄藩」史観と、「下級武士」史観の二史観であるとしている。

羽仁氏の論文によると「諸雄藩」史観は、「諸雄藩、そして特に薩長による政治改革」と規定されている。ところが諸雄藩といっても実際の改革の担い手は、有為な人材の下級武士であったから、そこに「下級武士」史観がでてくるという。つまり幕末の下級武士の討幕運動は、原則として、藩主の手先という形で行われていたが、維新後となると、この情勢は一変して、藩論、藩主は後退し、下級武士が進出して、なかば中央政府の官僚と化しその実権をにぎるにいたった。これがやがて中央官僚へと生長していくのである。こうした政治過程の推移が、上記のような二つの解釈を生んだのである。つまり政治過程の認識における重点のおき方の相違である。「諸雄藩」史観は羽仁氏によるとはじめ王政復古史観と共存し、王政復古史観が現実的意義を消失した後は「明治年間の政治経済に於ける薩長等の藩閥の支配した時代社会として現れて居るのである。明治維新が遂行せられ、明治時代のあるは薩長諸藩の故であると議政壇上に主張せられたることさへ出来たのである。かくて『薩長土肥』史観は、薩長土肥諸藩及び、此等の諸藩と対立する会津其他諸藩、この両者の勢力が現実的である時代社会を地盤として、かかる時代社会に於いてまたその存続した間において、或は擁護的に、或は襲撃的の差こそあれ、それぞれ必然的に主張せられ妥当せしめられたのである。」⁽⁷⁾とあるので、この

説明によると「諸雄藩」史観は「薩長土肥」史観であるから「藩閥」史観とよんでもいいことになる。氏の説明によると、明治維新政治史観は、王政復古史観とこの藩閥史観によって代表されるのである。たしかに一方は天皇政府側、他は藩閥側の立場にたつものであったから、この二型態が明治維新政治史観の二大類型であった。

しかしこの二大類型にたいして、なおさまざまな傍系的な維新史観があることも論をまたない。諸雄藩によって倒された旧幕府側の幕末史論としては、明治二十年代に出た福地源一郎の「幕府衰亡論」等、島田三郎の「開国始末」などがあり、それと平行して藩閥に圧倒された「旧藩側」の幕末維新史観があった。これを藩閥史観と対比せしめて仮りに「旧藩史観」と呼んでおく（この名称は必ずしも好適でないが、他に適当なものがないのでかく呼んでおく）。

そこで一言この「旧藩」という言葉を説明しておかなければならない。この言葉は明治時代に一部で借用された特殊の意味があった。旧大名の余光がまだ一部に残存した時代の標語で、旧大名を「旧藩主」「旧知事公」（「旧知事」というのは、旧大名が版籍奉還によって知藩事となったからで、私もこの語を聞いた記憶がある）と呼び、その傘下の一部の旧家臣たちを「旧臣」と称した。この「旧藩主」と「旧臣」の世界がここでいう「旧藩」ないし「旧藩関係」である。この旧藩主を中心に各旧藩を単位として郷友会などが結ばれていた。「旧藩」史観とは、まずこのような旧藩関係を中心とした維新史観である。藩閥勢力はこの旧藩関係から育って、それが中央政権として確立するにいたって旧藩から独立し、やがて新政権の座についたものであるから、藩閥史観と旧藩史観は同じ土壌から発生しつつ、政治情勢の展開によって分裂し、ついに対立するにいたった。そこでこの旧藩史観の形成の時期を考えると、対抗馬の藩閥勢力の確立がなければならぬから、当然明治の十年代を終る頃となる。いわゆる藩閥政権は明治十年代に基礎がすえられ、二十年代にいたって確立したとみられるから、この旧藩史観も、ほぼその線に添って形成され、二十年代にいたって表面化するにいたった。二十年代の初頭に旧薩藩関係を中心として組成された史談会がまさにそれに該当するのである。そこで以下史談会の成立の由来について検討してみたい。

四

この史談会は、明治二十二年月に結成された旧大名諸家の連合による幕末維新史調査の団体である。この会は以来明治から大正、昭和まで長期間続し、明治末以降は文字通り故老の史談の会のような回顧趣味のものになったが、創立

当時は特色ある団体で、幕末維新史研究上に特殊の役割をした。「史談会設立顛末」⁽⁸⁾によると、その前二十一年七月に宮内省から島津忠義、毛利元徳、山内豊景、徳川篤敬(水戸家)にたいして「嘉永癸丑以来明治辛未(四年)ニ至ルマデ其旧藩ニ於テ国事ニ執掌セシ始末詳細取調三ヶ年ヲ期シ編製可致」という達が下され、一ヶ年千円ずつの補助費が得た。これが史談会設立の原動力であったが、さらにその由来をたずねると島津家、とくに島津久光から出ているのである。久光は明治二十年十二月に七十一歳で没したが、その遺命によって島津家の編輯員市来四郎と甥の寺師宗徳が中心となつて、松平春嶽、伊達宗城その他幕末の薩藩と交渉が深かった諸大名の間を熱心に奔走し、傍ら官辺要路者を説き、宮内次官吉井友実等の薩摩出身者の賛同をえた結果その設立となつたのである。⁽⁹⁾この特命を機会に宮内省中の三条実美の伝記調査員と『岩倉公実記』の編者多田好問その他山本復一、城多薫等と合流して、各家が互に気脈を通じて材料の交換等を目的に毎月集会する話がまとまり、その結果この史談会の結成となつた。⁽¹⁰⁾薩藩が中心でこれにまず長州、土佐と水戸家がくわり、さらに岩倉、三条の両家を合流しているからまず討幕派ないし王政復古派である。そういう陣容で発足したが維新史の調査となると全般的な見通しが必要で「区域窄少に流るときは為めに偏見偏思に陥るの嫌あり、故に維新の大業は国家一革新の偉業と見做し、交互胸襟を開て其実勢を明にし、後世の謬説を絶つに若かず」ということ⁽¹¹⁾からさらに宮内省に運動して、徳川家達、浅野長勲、徳川義礼(尾張)、松平容大(会津)、松平定敬(桑名)の六家にも達を下して国事関係の史料で当時機密にぞくしたものも取捨せずそのまま提出せしめた。(前提四家にたいするものと少しく内容がちごう。やはりさきの四家の中心である)。ついで宮内省に編纂局を設け、諸家を統合して史料の編輯を大成せしめる計画をたて、宮内省にむかつてしげしげと運動をしている。この運動はすでに史談会設立以前、明治二十一年からおこっているの、その年五月に島津家編輯員(市来四郎、寺師宗徳)並に三条岩倉伝編纂員から「復古記編纂ヲ乞フノ議」⁽¹²⁾が各方面の要路者に提出されている。また宮内省への運動には品川弥次郎(当時宮内省御料局長官)も一役をかって奔走し、二十二年十二月宮内大臣土方久元宛に長文の意見書を提出、さらにその翌二十年四月には島津家の寺師宗徳が「歴史編纂局設立ヲ必要トスルノ議」⁽¹³⁾を伊達宗城、池田茂政(岡山)などに提出して、華族が共同してこの議を宮内省に建議することを要望した。これから運動は連年つづけられ、「明治中興史」編纂のくわ

だてとなり、貴衆両院にも請願の提出となった。その顛末については前掲「史談会設立顛末」にゆずっておく。このように明治二十年代に、この旧藩関係者の維新史調査の運動は急速に行われたが、この史談会の成立の由来については遡って少しく島津久光の維新史観について述べなければならぬ。

島津久光は安政五年、兄島津斉彬の死後、その遺命を托されて、幼藩主島津忠義の後見となり、幕末から王政復古にいたる数年間、事実上薩摩藩の藩主としてはなばなしい活躍をした。西郷隆盛、大久保利通などの討幕派の中心人物を率いた王政復古の雄藩代表であったことは改めて説明するまでもない。

しかし維新後になると他の諸藩藩の大名と同様にその政治的地位が一躍逆転したが、旧薩藩の余勢からその後における久光の政治的地位は他の旧大名とくらべ特殊なものがあつた。ここでその詳細を述べる余裕はないが、本問題にはこの久光の特殊な立場が重要な契機となつてゐるので、その限りに少しく指摘しなければならぬ。

久光は維新当初はなお中央政府にとつて隠然對抗的な立場をもち、したがつて彼が明治元年以降、島津忠義、藩士の西郷隆盛などと依然藩地におつたことは、当時の中央政府にとつて神経の種であつた。薩摩藩改めて鹿児島藩は中央政府にそれだけの圧力をもつていたので、これが藩主の側では久光、藩士側では西郷によつて代表されていた。とくに明治二月の版籍奉還問題に直面すると、岩倉具視もその処理にあつたこの問題を「諸侯之御下問被為在御治定、尤其節薩長之議論ヲ本にし云々」と考へ、まず久光の東京引出を策して二年二月と三年一月の二回にわたり、わざわざ長州とともに勅使を派遣してゐる。三年には岩倉勅使、大久保随行という大がかりなものであつたが、西郷のみ上京して久光は不参、忠義が代つて上京した。ついで五年には天皇の鹿兒島行幸となり、六年には久光もようやく上京して内閣顧問に任ぜられ、翌七年四月には左大臣となつた。異常な優遇ぶりである。

このような政府の考慮も、殿様氣質の久光には不快の種であつた。この心理はわかることである。恐らくすべての封建大名に通じた心理であつたろうが、雄藩の久光という自負がこれに輪をかけて。明治五年の天皇行幸に際しては、「至尊御学問之事」、「定服制・厳容貌之事」、「謹外国交際・審可弁彼我之分事」以下十四ヶ条の反動的な意見書を提出した。さらに「外国交際は止むを得ざるに出でると雖、猶彼我の弁に於ては之を厳明にし」などのきびしい限定を与へている。さらに左大臣となるとこの傾向は拍車をかけられ時勢に逆行する度をましていく。明治七年五月、右大臣

岩倉具視とともに太政大臣三条実美の邸に会した際に申出た二十ヶ条の詰問のごときは、あまりにも時代の進歩を白眼視した態度であるが、これも久光心中のやるなき不満のあらわれとみられる。かくて八年には各省の卿と参議の分離問題をきっかけに太政大臣三条実美を弾がいて左大臣を辞し、故山に帰臥してしまった。これ以後再び上京していない。西南戦争の際には西郷と通謀して不軌をはかったとさえ疑われた。

以上の略記によって維新後における久光の動向や思想はわかると思う。この限らない憂愁をはらす拠りどころはいきおい過去の栄光に求められた。彼の胸中を去来したのはやはり兄斉彬の威望を受けついで雄藩主としてのそれであった。これが久光そして雄藩大名の華やかな活躍期であった幕末史を回顧せしめたのであった。

ここで久光の幕末への郷愁が問題となる。この久光の幕末回顧には市来四郎が参割しておるので、その顛末を市来は自叙伝にくわしく書いている。以下それを材料として述べてみる。市来は明治十年西南戦争の渦中で久光に接触する機会をえて斉彬の事績編集の命を受けた。これがそもその発端である。西南戦争と西郷の死はたしかに久光にとり大きなショックであったろう。これは自己の不満が、西郷らによって目の前で爆発したことであった。このときその胸中に斉彬への思慕がつのったのも思いやられることである。しかしこのときはまだ市来の身辺も平穏でなかったが、明治十五年には一切の世事をなげうって文筆に専心する決心して斉彬の事蹟調査をはじめにいたった。この年二月には島津家家令東郷重持から改めて「順聖公(斉彬)御言行録」の編纂を依頼され、これからもっぱら島津家の囑託によってその家史編纂に専心することとなった。このあたりが島津家編輯所のそもその起源であろう。十八年には上京し、甥の寺師宗徳とともに東郷家令と「島津家国事執掌録」編纂のことを議した。これには岩下方平、伊地知貞馨、黒田清綱、内田政風らが相談に与っている(内田は家老格の人、その他いづれも薩藩閥以外の人々である)。これで島津家の家史編纂が開始した。十九年には市来は島津忠義に随行して琉球に赴いて関係史料の採訪をしている。このように久光の幕末史調査の意図がようやく軌道に乗ったところに久光の死となった。

五

さて史談会は運動をすすめて明治二十三年九月には宮内省に乞うて馬場先門内旧元老院跡に一室を設けた。翌二十四年五月には島津忠義、同忠濟、伊達宗城、池田茂政、黒田長成、鍋島直大、蜂須賀茂昭の旧大名が連署して宮内大臣土

方久光にあて

(前略) 明治中興ノ御偉業タル先帝夙夜叡慮ヲ悩マセラレタル結果ニシテ……陛下聖明叡慮ヲ此ニ留メサセラレ曩キニ忝クモ内命ヲ降サレ嘉永癸丑以來明治辛未ニ至ルマテ旧各藩ニ於テ国事ニ軼掌セル実跡ヲ録シテ上ラシメ給フ……今某等力編纂スル所ハ唯其一家ノ経歴シタル事実ヲ収集訂正シ録上スルニ過キザレバ固ヨリ皇朝ト一大歴史ト為スニ足ラザルハ言フ俟タザルナリ……今某等熟議ノ上茲ニ左ノ意見ヲ建言ス、曰ク宮内省中ニ明治中興史編輯局ヲ設立シ一定ノ規則ヲ設ケ、職員ヲ置キ、皇族ヲシテ之ヲ總裁セシメ、重キヲ天下ニ示シ、聖意ノ在ル所ヲ知ラシメ」云々

と建議して、皇族を總裁とし宮内省直屬のもとに「明治中興史」の編纂を建議した。これは明治維新が建武中興を継ぐという意味であろう。この頃から伊達宗城などの旧大名がこの運動に熱心な動きをみせているのも注目すべきことであるが、翌二十五年一月には史談会の機構を一段と拡張して会長副会長以下の職制を定め、伊達宗城と蜂須賀茂昭を副会長として(會長欠)、幹事長に金子堅太郎、幹事には島津家の寺師宗徳以下各家の編輯員があげられた。名誉員として旧大名、薩長その他の要人が名をつらねた。このとき編輯方針も一応定められて、「近世歴史綱領」を印刷したが、それによる近世の時期は前編を孝明天皇の降誕の天保二年より慶応三年まで、後編を明治元年より四年までとした。三月には会員の大拡張をはかって、旧大名全部に呼びかけ、その全部を網羅する大組織とした。さらに七月から「史談会速記録」の刊行を開始した。以上で史談会の体制もほぼ整ったのであるが、「明治中興史」の編纂のごときは、直ちに着手されなかったから結局実績としては故老の維新史談を集めた「史談会速記録」を発売する程度であった。

そこで少しくこの会の性格を考察してみると、まず幕末雄藩の薩摩が中心となり、彼等雄藩が政治をリードした幕末期に集中されたこと、つぎに各藩ないし各大名家を単位として、全体を「国事執筆」の歴史としたこと、さらにその拠りどころを藩閥政府の外に立つ宮内省に求めたこと、これらが史談会の立場で、これはほかならぬ「旧藩」関係の維新史ということになるのである。

「旧藩」に対立するものはいわゆる「藩閥」である。「旧藩」はこの藩閥勢力によって維新後中央政權から締めだされた没落分子である。薩藩でいえば久光にたいする大久保利通、黒田清隆、西郷従道など、長州藩では毛利元徳にたいする木戸孝允、伊藤博文、井上馨などとの関係がそれである。

そこで「旧藩」と「藩閥」は一は没落、一は新興という関係から当然互に対立するものを含んでいる。島津久光と大久保利通との関係が最も典型的で、両者の顕然隠然の冷戦は維新直後にきざし、明治八年の政変前後にいたって頂点に達した。

明治八年久光は左大臣の職にあったが前年来の反動的意見（とくに洋服反対、洋式兵制反対、太陽曆反対など）を固執して政局を混迷せしめた。これは要するに久光の政府にたいするいやがらせであった。立憲制にはたじろぎをみせた岩倉具視もこの狂気じみた久光の態度にはさすがに業をにやして「今日天下大艱難大變遷時ニ際シ区々制度文物ノ是非ヲ執論シ、大事ヲ棄却スルニ至テハ此回余カ心ヲ苦シメ慮ヲ焦シ（中略）彼ノ制度（服制、兵制、曆制）ノ如キハ余之ヲ千思万考スト雖ドモ今日ニ在テ決シテ政変スベカラザル者アリ、夫シ今日ノ事其急且大ナル者豈彼ノ三制度ノ如キ者ナラシヤ、然ルヲ左府ノ聰明尚ホ慮リ此ニ及ハスシテ独リ彼ニ拘泥ス、亦時運ノ然ラシムル所カ」と激怒した。大久保としては久光は主人筋で、幕末以来の恩義があったから苦しい立場にあったと思われるが、しかしすでにこの時期では、久光の存在は政局の障害物である以外の何物でもなかった。大久保は岩倉の尻をたたいて「扱一条突ニ不容易御大事無申迄乍去如尊論此ニ至リ仕之策ハ決而無之一刀兩断親諭之勅旨確守不可奪之根軸被相立候外無之と愚考仕候」とい、「²³国家創業之際、是位之難事は常といたし不申候ては大事之成功出来候者ニ無御坐候、今七八年間之有様ハ蓋し如此なるへし」と書き添えている。また彼の日記には久光の建白が却下されたときを敘して「右ノ始末ニテ公然トシテ退カレタリトノ趣ナリ」（十月二十二日の条）とこともなげに書いてる。大久保の日記はだいたいこの調子であるが、さらに十月二十七日、久光の辞表勅許については、ただ「左大臣島津久光殿、参議板垣退介依願免職」とのみで冷然と旧主久光の敗退を見送っている。この勝負で旧藩勢力の敗北は決定した。

こうして旧藩対藩閥という二つの世界が対立的に形成されたが、その時期は、ほぼ廢藩置縣による専制政府の成立から、久光と大久保とが永久に袂をわかつた明治八年の政変ころにかけて判然としたとみてよからう。これから島津久光の憂愁がいよいよ色濃くなって、やがて西南戦争のときはまことに妙な立場に追いこまれた。その際に兄斉彬の事蹟調査を思いたったことはすでに述べたとおりである。

そこでこの旧藩史觀の對藩閥感情はどういうものであったか。この点を少しく検討してみると、たとえば明治二

十一年の島津家編輯員寺師宗徳の「復古記編纂ヲ乞フノ議」に

(前略)抑慶応丁卯ノ王政復古タルヤ実ニ神武天皇御創業以後未曾有ノ大事業ニシテ素ヨリ天皇陛下ノ聖徳ノ致ス所ト申、有志ノ諸親王公卿諸侯士民慷慨奮起シ之ヲ輔翼経昼スルノ力尤多キニ居ル、因テ此十五年間ノ事ハ、事細大ト無ク精密ニ調査シ、彼我ノ記録ヲ对照シ、公平無私ノ心ヲ以テ之ヲ判断シ、無偏無党ノ直筆ヲ以テ之ヲ記載シ、文詞ヲ飾ラス字句ヲ華ニセズ俗言俚語ト雖之ヲ更改セス、当時ノ景状ヲ有リ形ノ儘ニ正写シ、務メテ事実ヲ誤ラサルヲ目的ト為シ云々(傍点筆者)

ここに強調する「公平無私」「無偏無党」「有リ形ノ儘」(この種の表現を史談会は盛んに用いている)とは、史論としての公平、無党であるがこれは、暗に藩閥だけが維新の功労者でないという意味を含んでいる。つまり彼等に圧倒された旧藩関係の隠然とした抗議である。そこで「親王、公卿、諸侯、士民」の挙国勤王論となった。史談会が、たんに雄藩だけの団結とせず、それを中心としてあまねく全旧藩大名に呼びかけ、旧藩の大同団結としたのもそういう意向からであったと解される。しかしこういふものは、史談会の「公平無私」が対藩閥の泣き言ばかりであったといふのではない。維新後二十余年、この際ひろく維新史料を蒐集しようとする熱意があったことも否定するのではないが、史談会の評価としては、やはり久光的の線で、対藩閥意識の産物として位置づけすべきであろう。

六

このような旧藩残存勢力の活潑な運動にたいして藩閥勢力はどういう態度であったかといふとあまり意にも介しないらしかった。時勢に乗って隆々とした彼等藩閥勢力者には、ただ現実と将来とが切実な問題であったから過去を回顧する必要もなく、またその余暇もなかった。そこで史談会の運動には、あまり熱意も反対もしなかったようであるが、さすがに伊藤博文は旧藩派の幕末について鋭敏な政治感覚をはたらかせて反対の態度を示した。その要旨は、「遠くは蛤御門の合戦以来、薩長の間には事々に衝突が起きている。維新史料の蒐集は一面に於ては薩長衝突史料の蒐集ともなる斯くては今や薩長提携して二十三年の最初の帝國議會を無事に乗り切ろうとしてゐる矢先、両者の間に面白からぬ感情が捲き起つて政局に重大な影響を及ぼさぬとも限らぬ。維新史料の蒐集は頗る賛成だが、未だ其の時期ではない。暫く時の来るを待つを可とし、此度は見合せた方がよい。」云々

これは明治二十四年三月、時の貴族院書記官長金子堅太郎がヨーロッパから帰朝して宮内省中に国史編纂局の設置を建議した際、伊藤が反対し、金子を招いて述べた要旨である。この伊藤の反対意見は薩長藩閥政府として当然考慮すべき点で、さすがに伊藤のするどさがみられる。そこで前記明治二十四年五月、有力旧大名連署の建議運動について、彼等は伊藤、井上馨、品川弥次郎へも談判したが、三人は「遺憾ながら力に及兼候」とつっぱねている。これには史談会の側も困ったらしく対策を講じているが、その際の言い分として、ことさら王政復古が「天恩の優詔による」ことを強調し、さらに左のような藩閥攻撃をしている。

(前略) 先帝今上両陛下の威徳を欽奉し奉り、併せて元勳諸士の功徳を追褒し、之を往に謝し、来に示すの模範なり。然るに恣に一己一身の毀誉得喪に比較して単に感情に訴へ、皇徳を表揚し奉らず、先人の功勳を没するを厭はざらんとするは、豈に私意の妄見にあらずや。此等の感情を抱くものは一国の元老に於て其本務を忘れ、一私人にありては臣誼を蔑にするものと謂はざるべからず、須らく其妄見を明らめ、其私意を論さざるべからと信ず。云々⁽²⁶⁾とつよく反駁している。しかし伊藤らの反対に対しては旧大名の残存勢力では結局如何ともしがたく、彼等の運動は終始もたもたしたのであった。

しかし維新史編纂そのこと自体は各方面で別に異議あるべきことではないし、また維新二十余年ともなれば、当時の故老の物故、また史料の散逸もしいにはげしくなるから、その立場や見解の如何にかかわらず、運動としては筋が通っている。しかし容易に宮内省のいれるところとならず、ようやく明治二十六年にいたって史談会内の旧藩事蹟調査にたいして一ヶ年間毎月百円づつの補助費が支給されることとなって一応その目的の一部が達せられた。⁽²⁷⁾

七

史談会について若干分析を試み、それが「旧藩」の対藩閥意識のもとに形成されたことを指摘した。しからばこの旧藩史観に対立する藩閥史観はいかなるものであったか。

藩閥の歴史的評価、その批判的検討は、藩閥勢力の確立と平行してすでに明治中期にいたって在野の史論家によって提出されている。竹越与三郎の「新日本史」(明治二四、五年)、人見一太郎の「第二之維新」(明治二十六年)徳富蘇峯の「維新革命史の反面」(明治二六年「国民之友」掲載)などがそれである。しかし藩閥自体は維新史の編纂には乗りだ

していない。藩閥による藩閥史観の形成はまだその時期ではなかった。明治中期の確立期における藩閥はまだそれを必要としなかったのである。しかるに明治の末年にいて、藩閥勢力がようやく衰頹期となると、はじめて藩閥みずから自己の過去を回顧し、その功績を維新史のうえに確認しておく必要を感じはじめた。ここに藩閥史観が出現するのである。明治四十四年、薩長元老の肝いりで文部省内に新設された維新史料編纂会がそれであった。この会の創設の由来はその前年六月侯爵井上馨、公爵山県有朋、公爵大山巖、侯爵松方正義、伯爵田中光顕、伯爵土方久元、子爵黒田清綱、男爵奈良原繁等の薩長土の元老が集って皇室の御下賜金をもとに結成した彰明会がその母体となり、この四十四年五月文部省内に官制がしかれた。総裁には井上馨、副総裁に金子堅太郎がなり、顧問として山県、大山、松方、土方、田中、板垣があげられた。すべて薩長土肥の元老であり、その総登場であった。これによってこの会の性格はほぼ推しはかられるであろう。これを二十年代の史談会とくらべるとその対比はきわめて明らかである。

時あたかも明治四十二年十月には薩長藩閥の大黒柱であった伊藤博文がハルビン駅頭で暗殺され、政界では後輩の桂太郎、西園寺公望の時代となっていた。このような情勢の漸次の変化は、彼等元老をして、その健在中に薩長中心の維新史を確定しておかなければならないという焦慮感をいだかした。これも岩倉具視の「大政紀要」の危機意識と似た、藩閥の危機意識の産物である。

以上述べたところでは、王政復古史観と藩閥史観を、やや対立するものとして取扱った。これは藩閥政権が復古派の王政至上主義に交代するものとしてあらわれた結果、史学史の上でもそう位置づけするのが当然であるからであるが、しかし藩閥は明治憲法を制定して天皇の名を政治的に援用しそれによって政権の強化をはかった。この事実からもわかるように藩閥史観は王政復古史観と根本的には対立するものではない。

明治中期以降は、立憲制の開始、藩閥政治の展開によって一応政局は安定したが、大正を経て昭和にいと藩閥は没落し、政党政治の時代となり、さらに昭和時代を迎えるとフアンズムの危機が日本を襲っていわゆる国体明徴論が横行するにいたった。この新しい危機意識から、国体明徴史観が強調されたことはここに改めて説明するまでもないが、王政復古史観もこの国体明徴史論の一翼として新しく意義づけられたのである。文部省版の「国体の本義」(昭和十二年刊)に強調されている王政復古史観などがその代表者で、「かくの如くして諸藩の版籍奉還があり。更に廃藩置県が行

われて、大政全く朝廷に帰して王政の復古を仰ぎ、維新の大業は成就した」(八二頁)と、当時の一般の歴史知識をさえ無視した維新史観念論が国定説として強調された。この頃に刊行された文部省維新史料編纂会の「概観維新史」(昭和十五年)、「維新史」(昭和十四・十六年刊)も、各部分の叙述はさすがに多年の蓄積によるすくぬれたものがあるが、全体の構想は名分論的な王政復古史観によって貫かれている。維新史料編纂会発足当時の藩長中心史観とはかなりちがっているのではなからうかと思われる。これは昭和ファシズムの影響と解するほかない。ここにもまた種々の問題もあるが、それらは別の機会にゆずっておく。

本論文の冒頭に、堺利彦、羽仁五郎両氏の論文を引合いに借りた。両氏の論文は問題提起として高い価値をもっているが、その主眼はブルジョア革命論、プロレタリア的立場の維新史解釈の必然性の強調に止っているし、論旨もかなり抽象的である。王政復古史観といい、「諸雄藩」史観、「下級武士」史観といい、子細にみると、そのうちにもさまざまなニュアンスのちがいがあるから、史学史としてはこれを具体的に分析しなければ各史観の意味や、位置づけはできないものではない。この小論は、各史観の背景や、成立の事情をより具体的に追求しようとしたもので、堺、羽仁両氏の問題提起の補足となれば幸である。なお明治維新史観、ないしその研究史の全系統については、本論文で割愛した。そこでこの問題は旧幕臣系、さらに民間史学の各系統を総合して全般的見通しのもとに考察しなければならぬから、なお残された問題が多いが、この小論はその一端を考えてみたにすぎない。

附記

この小論は、昨秋十一月二十二日、法政大学史学会の故藤井甚太郎先生追悼記念講演会で「明治維新史研究の諸系統」と題して述べたものを骨子とし、一般的な説明をきり捨て、本題にかかげた問題点をやや詳しく、講演の際言及できなかった点や資料の紹介をくわえて新たに起稿したものである。後に掲げた図表も講演のときに聴講者の参考のために配布したもので、これも若干修正して再び読者の参考とする。

(昭和三十四年三月初旬)

註

- (1) 「堺利彦全集」第五巻に収む。この「明治維新の新研究」には、堺論文のほかに、三浦周行「明治維新成敗の跡を顧て」、白柳秀湖の「世界の商業主義から見た明治維新」、大庭柯公の「攘夷派成功の維新」、滝本誠一「徳川政府の経済的自滅」、尾池義雄の「維新前の民衆運動——維新革命の根本動因」、三宅雪嶺「明治維新の遠因」の六編をならべている。堺論文は

最後に掲げられ、これでもせいぜい社会経済史的解釈程度で、唯物史観的解釈は最後に、一寸顔をだしているにすぎない。

- (2) 羽仁五郎氏の「清算明治維新史研究」には、塚論文以後にあらわれた藤井甚太郎、井野辺茂雄、土屋喬雄、猪谷善一、高橋亀吉、服部之綏、野呂栄太郎等の見解を批判し、最後に服部、野呂の二人を「聖なる嬰兒としての維新史研究」と評した。昭和初頭ではまさにそうであった。

- (3) 太政官修史館史学については、新潮社の「日本文化研究」に寄稿した「日本歴史の歴史」並に拙稿「島津家編纂皇朝世鑑と明治初期の修史事業」(「史学雑誌」五〇の一)を参照されたい。

- (4) 「大政紀要」の編纂については拙稿「明治憲法の制定と国体論」(「歴史地理」八五の一)を参照されたい。

- (5) 岩倉の不满について品川弥次郎の話が残っている。その要点は品川がヨーロッパから帰朝して岩倉に逢ったとき、談たまたま維新史の話がでた。すると岩倉は修史局の「明治史要」をとりだして「是書ハ徒ラニ表面ノ事実ヲ記スルノミニテ裡ノ事情ヲ詳ニセス。豈是レ修史ノ本色ト謂フ可ケンヤ。復古事業ノ記事ノ如キハ務メテ當時ノ状況顛末ヲ明瞭ニセザル可ラズ。然ラサレバ後世ノ人ヲシテ大政復古ハ一時ノ僥倖ヲ以テ成リ偶然天上ヨリ降り来リシ如キ妄想ヲ起サシムルニ至ラン」この片言のうちにも、岩倉が王政復古をどう考え、またどんな維新史を求めていたかがわかる。(明治二十二年十二月、品川弥次郎の宮内大臣宛建議、史談会編「近世史料編纂事業附録史談会設立顛末」。(明治二十六年刊、一八頁)。なお前掲拙稿参照)
- (6) 羽仁五郎「明治維新史解釈の変遷」——史学会編「明治維新史研究」七七五頁
- (7) 右同七八三—七八四頁

- (8) これは史談会の編にかかり、同会成立の詳しい記録で(明治二十六年刊)、史料が多く引用されている。これと「市来四郎君自叙伝」とを併せるとこの会の成立事情がわかる。本論文は主としてこの両書に拠った。

- (9) 「市来四郎君自叙伝」にその事情の説明がある。「同(二十一年)年七月十日、嘉永癸丑以来廃藩置県に至る国事執筆の事実取調べ奉呈すへきの命を奉せられ補助として三ヶ年間壹千円づつを下賜せらる。同時に(島津)毛利、山内、徳川(水戸)の四家同一なり。是は曩に御製宸翰(孝明天皇のもので斉彬久光に賜りしもの)の天覧在らせられ、前公久光公の近世歴史編述を以て一分の奉公と心得、尸位素餐の責を塞ぐへしとの意見を聞召されたる深き思召に出でたりと奉承せり。予又予め吉井(友実)氏等に就き歴前公の意思を陳辯し其の实行を期せんことを論じ、独り島津家に限らず普く各家主に御沙汰あらんことを切願したり。遂に特命の下るに至れるなり。其間に専ら吉井氏の斡旋を多しとす。此事績予の志望なしに係り宗

徳と俱に祝盃を挙て喜を叙ぶ」とある。

- (10) 創立当時の「史談会約」の第一条には「本会ハ史談会ト称シ各家編輯員相会シ嘉永癸丑前後国事ニ関スル内外ノ実蹟ヲ談話討究シ編集史料ト為スヲ目的トス」とあり、対象はもっぱら幕末期であった。

- (11) 「史談会設立顛末」五頁

- (12) 同 九—十三頁

- (13) 同 十四—二二頁

- (14) 同 二二—二八頁

- (15) 島津久光の伝記には島津家編の「島津久光公実記」がある。大久保利通と久光との関係については勝田孫弥著の「大久保利通伝」を参照

- (16) 「大久保利通日記」、明治二年二月十日の条

市来四郎は薩藩士、文政十一年十二月鹿兒島城下新屋敷で生れた。寺師正容の子で同藩士市来四郎政直の養子となり元服して正右衛門政和と改めた。青年期は島津斉彬のもとで殖産興業、軍制改革に従事した。この顛末を自叙伝に詳しく書いてある。長崎出張、江戸在勤、琉球派遣など、幕末には勤王運動にも奔走した。維新後は一時上京して県地の殖産興業について大久保利通に建策した。それから帰国して、民間にあつて開物社をおこしてもっぱら殖産興業に従事した。これは斉彬の影響である。西南戦争の際は西郷派にも大久保派にも同調しなかった。このときの県下の人心の微妙なうごきも自叙伝に記されている。このとき西郷派に同情するものが多く、市来もそれに誘われたが

「予は今回の挙は、事実私学校員の唱ふが如くなりとするも、全く西郷大久保等の私怨私隙に出づるものなれば、何れに対しても同情を表すことを得ず。且身其職分を有するにあらざれば軽々しく動くべきにあらざ、徐々に時事の経過を顧み名分大義の帰する処に依りて進退するに若くことなからん。特に県下には旧君久光忠義両公の在らせらるるあり、今日の場合は一意島津家の下に立て進退去就を両旧君と同ふするに若かざらん。然れども目下の情況予一己の意見に強従するを望むにあらず、各々自ら処決すべしと論ぜしに、各々も其意見に傾同して他の勧誘に應せず、又一般の風潮に迷はざりしなり。」

このような大久保政権に対する批判的な態度が注目される。かくて彼はこの年五月は久光忠義の桜島避難に随行した。この機会にしばしば久光、忠義に接して時事を内申し家令内田政風らと謀議した。この際に「又斉彬公御事蹟編集の内命も此兵馬倥傯の間に命を請けたり」とある。これが市来四郎の維新史調査のきっかけである。そして十一月二日には家に帰った。

兵火で家を焼かれたが、日記や編集中の「石室秘稿」は疎開したので助かった。しかし開物社は大打撃を受けその再興に努力した。明治十五年には文筆のほうに転じ、久光の斉彬事蹟調査に着手するに至った。このように市来四郎の命による斉彬事蹟調査（幕末史調査）が西南戦争という時点で、彼の自叙伝が語るような情勢のもとに、久光の内命から発足したことは後の史談会の性格を考えるうえに重要な伏線となるものなのである。

市来はまた明治十八年に久光の回顧談を筆記して「尊話録」を編した。

寺師宗徳は、市来四郎の実兄寺師宗道の子で、市来の斉彬の事蹟調査に助力し、史談会の創立は、伯父に代って中心となつて奔走した。市来も自叙伝に「此事茲に至りしは全く宗徳の主唱誘導に成りしなり」と書いている。長く史談会の中心となり、また島津家編輯員として活動し、「贈正一位島津斉彬公記」その他の著がある。

市来の自叙伝は、明治十一年の起稿、三十年頃に脱稿したという。「市来四郎君自叙伝」と題して「史談会速記録」第一二四輯以下に連載された。

- (18) 「順聖公御言行録」は明治十七年の一月のはじめから起稿し、新聞に掲げるつもりであったが、たまたま島津家の委嘱があったのでいそぎ完稿してこの年三月提出した。これは島津家に稿本として保存されていたが、昭和一九年「島津斉彬言行録」と題し岩波文庫の一冊として刊行された。斉彬の殖産興業のことも詳記され伝記資料として信頼されるものである。なお自叙伝によると、明治五年、時の県令大山綱良が旧弊打破の惑説に動かされて県庁内にあつた旧藩書庫の文書記録を消却したことがあつた。市来はそのときたまたま現場にあつてこれを遺憾とし、とっさに手ずから書類をあさつて斉彬の真蹟を救い出したという。島津家の維新史料はこのようにして失われたようであるが、市来などの力でこの後ち島津家で蒐集された。それが「照国公文書」の刊行となつた。（追記、最近これを大増訂した「島津斉彬文書」が吉川弘文館から出た。）

- (19) 「史談会設立顛末」五五頁

- (20) 「史談会速記録」掲載の史談の内容をみると、そのほとんどが幕末関係で、明治以降のものは数えるほどしかない。尤も當時は明治時代はまだ歴史的回顧の対象でなかつたこともあらうが、ともかく各家各藩史の建前から幕末史をもつぱら調査の対象となつたのである。

- (21) 「国事執筆」という言葉はこの一派が盛んに用いている。幕末の勤王運動を大義名分として合理化する意味から強調されたもので、そこにもやはり薩閥勢力に反発して各藩が国事のために働いたという自派の対抗意識がみられる。

- (22) 「大久保利通文書」第六、引用の「岩倉公覚書」、同書四四六頁

(23) 「大久保利通文書」第六、四八九—四九〇頁

(24) 文部省維新史料編纂事務局「維新史料編纂会の過去と現在」(昭和十年刊)二頁

(25) 「史談會設立顛末」六八頁

(26) 同上 一四三頁

(27) 「市来四郎君自叙伝」二十二年七月の条に

「同年七月一日、徳川家達、浅野長勲、徳川義礼、松平茂昭、松平容大、松平定教の方へ嘉永癸丑以来明治辛未に至るまで各藩に於て国事時運に関する文書類、当時秘密に属するものも取捨なく其儘取東差出すべしとの御沙汰ありたりと、宗徳より報知あり。此並にたるや昨二十一年島津家始め四家へ旧藩始末取差出べしとの達命ありしに仍りては弘く各家に宜り詳密の調査で要するを以て当時土方宮内大臣、吉井次官に就き、尙ほ当時閑聯ありたる諸家にも同一の達命あらんことを建言し、特に戊辰前後の事蹟に就ては当時、反対の側に立てる諸家に就き文書を交換するの必要あるを以て種由々其事を諸家の家主方、又は家職の人に陳辯して促かす処あり。爾来宗徳は三条、岩倉両公事蹟取調掛員の人々と協力し、斡旋する処ありしか、遂に本月に至り此達命ありたり。近世歴史編録の事業に就て一成功なりと謂ふべし。是より各家一家の記録を編述するの必要を認むるの風潮を為し、史談の為め頗る便宜を感じるに至れり、」(傍点筆者)

(28) 文部省維新史料編纂事務局「維新史料編纂会の過去と現在」参照。さらに「世外井上公伝」第五卷三二九頁以下にも、井上を中心としたこの会の記事がある。

(29) 「維新史料編纂会の過去と現在」三頁にいう

「侯爵井上馨は深く右の趣旨(維新史料の蒐集)に賛成し、明治四十二年、七八月の交、伊藤博文公を訪うて其の事業を担任する事を勤めた所、伊藤公は大いに其の挙には賛成したが、實際問題となると仲々困難な事だと云って未だ遽かに受諾の色が無い。仍て更に山県有朋公に謀つた所、これまた同様であり、爾来会谈兩三回に及んだが、互に踟蹰して決する所が無かった。越えて同月井上侯は明治大帝に拝謁し、具さに叙上の必要を奏聞したる所、其趣旨を御嘉納あり、聊宜しく之を担任して尽力すべき旨の有難き御詔があったが、同年同月たまたま伊藤公遭難の事があり、国を挙げて哀悼の念頗る切にして、維新史料蒐集も遽かに其の緒に就く事が出来なかつた。」云々

(30) 彰明会結成と維新史料編纂会創設の裏面については牧野伸顕の「松濤閑談」に興味ある回顧談がのっている。

明治維新史研究の発展系統図

明治二年四月 明治二年五月
修史の詔勅 国史編輯局

太政官系

明治五年十月 明治八年四月 明治十年一月 明治十九年一月 明治二十一年一月
太政官歴史課 修史局 史館 臨時修史局 帝國大學移管
明治五年 明治八年 明治十九年 明治二十一年
復古記 復古記再編
明治九年 明治十八年
明治史要第一編 第四編(完結)
本記一五〇卷
外記一四八卷
明治二十二年一月 成

明治二八年四月
史料編輯局

国史派(アカデミズム)

明治四三年 明治四四年
吉田東伍 大正一一年
大正一二年 大正一三年
大正一四年 大正一五年
大正一六年 大正一七年
大正一八年 大正一十九年
大正二十年 大正二十一年
大正二十二年 大正二十三年
大正二十四年 大正二十五年
大正二十六年 大正二十七年
大正二十八年 大正二十九年
大正三十年 大正三十一年
大正三十二年 大正三十三年
大正三十四年 大正三十五年
大正三十六年 大正三十七年
大正三十八年 大正三十九年
大正四十年 大正四十一年
大正四十二年 大正四十三年
大正四十四年 大正四十五年
大正四十六年 大正四十七年
大正四十八年 大正四十九年
大正五十年 大正五十一年
大正五十二年 大正五十三年
大正五十四年 大正五十五年
大正五十六年 大正五十七年
大正五十八年 大正五十九年
大正六十年 大正六十一年
大正六十二年 大正六十三年
大正六十四年 大正六十五年
大正六十六年 大正六十七年
大正六十八年 大正六十九年
大正七十年 大正七十一年
大正七十二年 大正七十三年
大正七十四年 大正七十五年
大正七十六年 大正七十七年
大正七十八年 大正七十九年
大正八十年 大正八十一年
大正八十二年 大正八十三年
大正八十四年 大正八十五年
大正八十六年 大正八十七年
大正八十八年 大正八十九年
大正九十年 大正九十一年
大正九十二年 大正九十三年
大正九十四年 大正九十五年
大正九十六年 大正九十七年
大正九十八年 大正九十九年
大正一〇〇年

宮内省系

明治一一年三月 明治一六年四月 明治一八年 明治一〇月
儀制調査局 編纂局 (中絶) 三條典美 和三年
大政紀要 総論のみ刊行 和一〇冊
明治三四年一〇月 同 三八年
明治三九年 同 三九年
明治四〇年 同 四〇年
明治四一年 同 四一年
明治四二年 同 四二年
明治四三年 同 四三年
明治四四年 同 四四年
明治四五年 同 四五年
明治四六年 同 四六年
明治四七年 同 四七年
明治四八年 同 四八年
明治四九年 同 四九年
明治五〇年 同 五〇年
明治五一年 同 五一年
明治五二年 同 五二年
明治五三年 同 五三年
明治五四年 同 五四年
明治五五年 同 五五年
明治五六年 同 五六年
明治五七年 同 五七年
明治五八年 同 五八年
明治五九年 同 五九年
明治六〇年 同 六〇年
明治六一一年 同 六一一年
明治六二年 同 六二年
明治六三年 同 六三年
明治六四年 同 六四年
明治六五年 同 六五年
明治六六年 同 六六年
明治六七年 同 六七年
明治六八年 同 六八年
明治六九年 同 六九年
明治七〇年 同 七〇年
明治七一年 同 七一年
明治七二年 同 七二年
明治七三年 同 七三年
明治七四年 同 七四年
明治七五年 同 七五年
明治七六年 同 七六年
明治七七年 同 七七年
明治七八年 同 七八年
明治七九年 同 七九年
明治八〇年 同 八〇年
明治八一年 同 八一年
明治八二年 同 八二年
明治八三年 同 八三年
明治八四年 同 八四年
明治八五年 同 八五年
明治八六年 同 八六年
明治八七年 同 八七年
明治八八年 同 八八年
明治八九年 同 八九年
明治九〇年 同 九〇年
明治九一年 同 九一年
明治九二年 同 九二年
明治九三年 同 九三年
明治九四年 同 九四年
明治九五年 同 九五年
明治九六年 同 九六年
明治九七年 同 九七年
明治九八年 同 九八年
明治九九年 同 九九年
明治一〇〇年

大正四年編纂開始
明治天皇紀(未刊行) 公刊明治天皇紀(未刊行)

史談会系

明治一〇年 明治二二年四月 明治二五年創刊
島津久光の 史談会 史談会選記録
齊彬事蹟調査 史談会 明治中興史(流産)
昭和十年頃まで 終刊(第三百数十輯まで)

藩閥系

明治四三年 明治四四年五月官制公布
彰明会 維新史料編纂会(文部省)
昭和一二一四年 維新史料綱要 一〇冊
昭和一四一六年 新史 附録一冊
昭和一五一年 概観 新史 一冊
明治二七一八年 勝田孫弥著 明治四三三四年刊
西郷隆盛 大久保利通 三冊
末松謙澄著 明治四四年刊
坂崎斌著 大正元年刊
妻木忠太著 昭和二年刊
松菊木戸公伝 二冊

旧幕府系

福地源一郎 幕府秘史 明治二五年刊
幕末政治家 幕末政治 明治三三年刊
島田三郎著 開国始末 明治二一年刊
山川浩著 京都守護職始末 守職職小史 和二冊
北原雅長著 七年史 二冊
中村勝麿著 明治四二年刊
井伊大老と開港 明治四二年刊
大正七一年刊 徳川慶喜公伝 附録四冊

明治一〇年 植木枝盛
明治第二改革を希望する論 海南雜誌第五号掲載
明治二五二六年刊 指原安三著 政治 二三編

明治一九年刊 徳富蘇峯著 将来の日本
明治二四二五年刊 竹越与三郎著 新日本史 上中

大正一四年刊 尾佐竹猛
維新前後における立憲思想 日本憲政史

民間派流

大正一〇年 塚利彦 ブルジョアの維新 昭和三年刊 服部之總著 明治維新史
昭和四年刊 羽仁五郎 明治維新解釈の変遷
昭和五一年刊 野呂栄太郎著 日本資本主義発達史
昭和七〇八年刊 日本資本主義 発達史講座 七冊